

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第6項ただし書中「及び」を「に」に改め、「場合の」の次に「これらの施設の」を加える。

第14条第1項中「及び」を「並びに」に、「当該指定介護療養型医療施設の」を「介護保険施設の種類及び」に改める。

第17条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第48条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

原本と相違ないことを証明します。

平成30年2月 日

高齢福祉課長 板橋 み雪